**○経済産業省告示第百三十七号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年五月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 416648 | 杉森　邦啓 |
| 416650 | 片岡　英明 |
| 416652 | 宮野　公輔 |
| 416654 | 高見　優 |
| 416656 | 水野　成駿 |
| 416658 | 深水　良彦 |
| 416660 | 赤松　優 |
| 416662 | 銘苅　幸多 |
| 416664 | 福田　冠司 |
| 416666 | 河内　洋樹 |
| 416668 | 関川　直希 |
| 416670 | 古庫　正大 |
| 416672 | 棚橋　千尋 |
| 416674 | 小澤　徹郎 |
| 416676 | 新井　孝則 |
| 416678 | 北村　亮太 |
| 416680 | 小島　勉 |
| 416682 | 商橋　英明 |
| 416684 | 原田　総介 |
| 416686 | 加藤　幹久 |
| 416688 | 浦　美和子 |

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 416649 | 茅野　典正 |
| 416651 | 石井　誠司 |
| 416653 | 安本政二郎 |
| 416655 | 南田　篤史 |
| 416657 | 土本　洋介 |
| 416659 | 髙本　裕一 |
| 416661 | 岸上　智広 |
| 416663 | 森田　直人 |
| 416665 | 江崎　康洋 |
| 416667 | 落合　敬彦 |
| 416669 | 佐藤　普太 |
| 416671 | 松田　智礼 |
| 416673 | 平　修一 |
| 416675 | 西村　祐介 |
| 416677 | 中村　誠 |
| 416679 | 水矢　亨 |
| 416681 | 東　庸行 |
| 416683 | 清水　章之 |
| 416685 | 和田　真隆 |
| 416687 | 溝上　愛 |
| 416689 | 森山　直樹 |

**○経済産業省告示第百三十八号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十九年五月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

| （変更前） | （変更後） |
|---|---|
| 登録番号 | 404896 |
| 氏名 | 塚本　泰嗣 |
| 変更前 | 410231 |
| 氏名 | 関根　ゆり |
| 変更後 | 410231 |
| 氏名 | 平野　泰嗣 |
| 変更後 | 410231 |
| 氏名 | 加藤　ゆり |

**○経済産業省告示第百三十九号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年五月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 400215 | 明神　隆志 |
| 400530 | 野口久美子 |
| 404562 | 金井　啓 |

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 400232 | 渡邊　正憲 |
| 404361 | 堀越　正夫 |
| 404624 | 堀田　大悟 |

**○経済産業省告示第百四十号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十九年五月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 207236 | 芦澤　博 |

**○経済産業省告示第百四十一号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年五月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 105735 | 山東　祥剛 |
| 404829 | 梅崎　慎子 |
| 404850 | 前田　正明 |
| 410210 | 土屋　祐介 |
| 410222 | 吉川　修 |

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 404108 | 三沢也寿志 |
| 404841 | 山口　昌大 |
| 404901 | 木村　勝行 |
| 410215 | 門脇　隆 |
| 410233 | 杉田　一真 |

**○国土交通省告示第五百九十三号**

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・三パーセント」を「〇・一九パーセント」に改める。

附則第三項の表二の項及び同表三のロの項及び同表四の項利率欄中「〇・四パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年五月十七日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**○関東地方整備局告示第二百三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで | 前 | ＢＡ 八・〇〇～二六・〇〇 | 九五・〇〇メートル | 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | ＢＡ 八・〇〇～二六・〇〇 | 八四・六二一キロメートル<br>八〇・三五五<br>九五・〇〇～五三一・〇〇<br>八四・六二一<br>八〇・三五五 | |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

**○海上保安庁告示第十九号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から代表者の氏名について、平成二十九年六月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月一日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 石田　隆丸 | 光島　正宏 |

**○海上保安庁告示第二十号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の名称について、平成二十九年六月八日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月一日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する登録確認機関が確認業務を行う事業場の名称

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 検査第二サービスセンター | 川崎事業所 |